

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	神奈川県三浦市南下浦町上宮田3263-1
所在地	〒238-0101 神奈川県三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業者指定番号	1472700275号
提供サービス	訪問介護
管理者・連絡先	菖蒲 朋子 046-889-3363
サービス提供地域	三浦市（訪問介護）・横須賀市の一部（訪問介護）

2. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	従業員の管理、利用申し込みに係る調整、業務把握及び管理	1名（常勤）
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成及び説明、訪問介護員への技術指導等	2名（常勤1名、非常勤1名）
サービス提供者	訪問介護	10名（常勤1名、非常勤9名）

3. 営業時間

区分	平日	土曜日
営業時間	9：00～17：00	9：00～13：00

注）祝祭日、日曜日及び年末年始（12/29～1/3）は休業します。
電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっています。

4. サービス利用料及び利用者負担額 別紙掲載

* 利用者がサービスの利用を中止（キャンセル）する場合には、すみやかに事業所の
所定の連絡先まで連絡するものとします。その場合は、下記に従いキャンセル料をいただきます。
但し、急な入院ややむおえない家族の事情などの場合は対象としません。

- ① 利用日の前日17時までにご連絡をいただいた場合 無料
- ② ご利用日の前日17時までにご連絡がなかった場合 1,000円

5. 当事業所のサービスの方針

- (1) 当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。訪問介護の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立った事業をすすめます。
- (2) 当事業所が行う訪問介護のサービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

6. 虐待防止に関する頃

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置をするものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

担当 管理者

7. 身体的拘束への対策

- (1) 利用者、利用者の関係者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません
- (2) 身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8. 業務継計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し（以下「業務継統計画」という）、当該業務継統計画に従い必要な措置を講じるものとする。事業所は、従業者に対し、業務継統計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に変更するものとする。事業所は、定期的に業務継統計画の見直しを行い、必要に応じて業務継統計画の変更を行うものとする。

9. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10. 事故発生時の対応

事故発生時、訪問介護員は速やかに事業所へ連絡を取り、管理者及びサービス提供責任者は状況確認を行い、関係機関、御家族との連携を図り、御利用者様の安全確保を最優先に対応します。

11. 大規模な災害時の対応

大規模な災害等にて、みうらヘルパーステーション及び道路交通に支障をきたした場合には計画的なサービス・緊急対応が出来ない場合がありますので御了承願います。

12. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 住所 三浦市南下浦町上宮田3263-1
電話番号 046-889-3363
FAX番号 046-889-1721
相談員（管理者） 菖蒲 朋子
対応時間 平日9：00～17：00 土曜日9：00～13：00

- (2) 公的機関においても、次の窓口において苦情申出等が出来ます。

三浦市 高齢介護課	高齢介護課 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く） 所在地 三浦市城山町1-1 電話 046-882-1111（内線354）
横須賀市 介護保険課	介護保険課 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く） 所在地 横須賀市小川町11 分館2階 電話 046-822-8253
国保連合会 介護保険課 介護苦情相談係	介護苦情相談課 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く） 所在地 横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447

13. 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- (1) 代表者名 代表理事 藁谷 収
- (2) 生協本部所在地 横須賀市平作7-10-27
- (3) 業務の概要 医療事業 保険予防事業 介護福祉事業
- (4) 事業所紹介 ①衣笠診療所 ②三浦診療所 ③逗子診療所
④みうら訪問看護ステーション
⑤医療生協在宅福祉センター
⑥みうらヘルパーステーション ⑦デイサービスみうら
⑧デイサービス元気 ⑨ショートステイ「安護楽」

上記の通り、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

(上記代理人) 代理人を選出した場合

住所 _____

氏名 _____ (印)

(立会人) 住所 _____

氏名 _____ (印)

(注) 「立会人」欄には、本人と共に契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

上記の通り、重要事項について交付し、説明しました。

(事業者) 所在地 三浦市南下浦町上宮田3263-1

事業者名 神奈川みなみ医療生活協同組合

みうらヘルパーステーション

代表者名 藁谷 収 (印)

(説明者) 氏名 _____ (印)